

学事第600号
令和3年7月30日

各学校法人理事長
各私立小・中・高等・特別支援学校長 } 様

埼玉県知事 大野 元裕（公印省略）

新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う
私立学校の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

今般の新型コロナウイルス陽性者の急激な増加を受け、令和3年7月30日に本県が緊急事態宣言の措置区域として指定されました。

これに基づき、本日、県の新型コロナウイルス対策本部会議が開かれ、別添「緊急事態宣言期間における教育関係の対応」が決定されました。

つきましては、各私立高等学校及び特別支援学校におかれては、県立学校と同様の対応を取るようお願いします。

併せて、各私立小・中学校におかれては、市町村教育委員会教育長宛て通知を参考の上、対応をお願いします。

記

【参考】別添通知

○県立学校長宛て通知

令和3年7月30日付け教保体第831号

「新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う県立学校の対応について（通知）」

○市町村教育委員会教育長宛て通知

令和3年7月30日付け教義指第586号

「新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う市町村立学校の対応について（通知）」

担当：総務部学事課 高等学校担当
電話：048-830-2558